

資格情報通知書・資格確認書の一斉交付について

現在お持ちの被保険者証、資格確認書は令和 7 年 12 月 1 日に有効期限を迎えます。
マイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナ保険証）の有無に応じて、令和 7 年 12 月 2 日以降からご利用いただける資格情報通知書または資格確認書を交付いたします。

発送日：令和 7 年 11 月 20 日（木）

送付先：地区医師会所属の医師・従業員⇒登録の事業所の組合員本人（医師または従業員）宛
大学医師会所属の医師⇒医局または自宅宛

マイナ保険証をお持ちの方 ⇒ **資格情報通知書**
マイナ保険証をお持ちでない方 ⇒ **資格確認書** を交付します

・資格情報通知書について

医療機関等を受診される際は、マイナ保険証をご提示ください。

「資格情報通知書」で医療機関等を受診することは出来ません。マイナ保険証の読み取りが出来ない医療機関等を受診される際は、マイナ保険証と資格情報通知書を合わせてご提示ください。なお、70 歳未満の方については有効期限がありませんので、破棄せず大切に保管していただきますようお願い申し上げます。

・資格確認書について

医療機関等を受診される際は、資格確認書をご提示ください。

有効期限は 70 歳～74 歳の方は令和 8 年 7 月 31 日まで、70 歳未満の方は令和 9 年 7 月 31 日までとなります。

- ◎ マイナ保険証をお持ちの方で資格確認書の交付を希望する場合は、マイナ保険証の登録解除申請が必要です。
- ◎ ただし、介助等の第三者が高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である方については、申請があれば資格確認書の交付が可能です。
- ※ マイナ保険証登録解除申請書・資格確認書交付申請書については、ホームページ「各種届出・申請書」からダウンロードできます。

・有効期限切れの被保険者証等について

有効期限切れの被保険者証（クリーム色）、資格確認書（青色）は令和 7 年 12 月 2 日以降に
ご自身で裁断し破棄していただくようお願いいたします。

また、70 歳～74 歳で高齢受給者証（白色）をお持ちの方は、被保険者証の有効期限切れと
共に無効となりますので、ご自身で裁断し破棄していただくようお願いいたします。

- 資格情報通知書は普通郵便、資格確認書は簡易書留で郵送します。
- 同じ世帯でマイナ保険証登録状況が異なる場合は、それぞれ別送します。
- 1 通、最大 4 名分の封入となるため、5 名以上の世帯は、封筒を 2 通に分けて送付します。

【お問合せ先】東京都医師国民健康保険組合 業務課 03-3270-6433～4